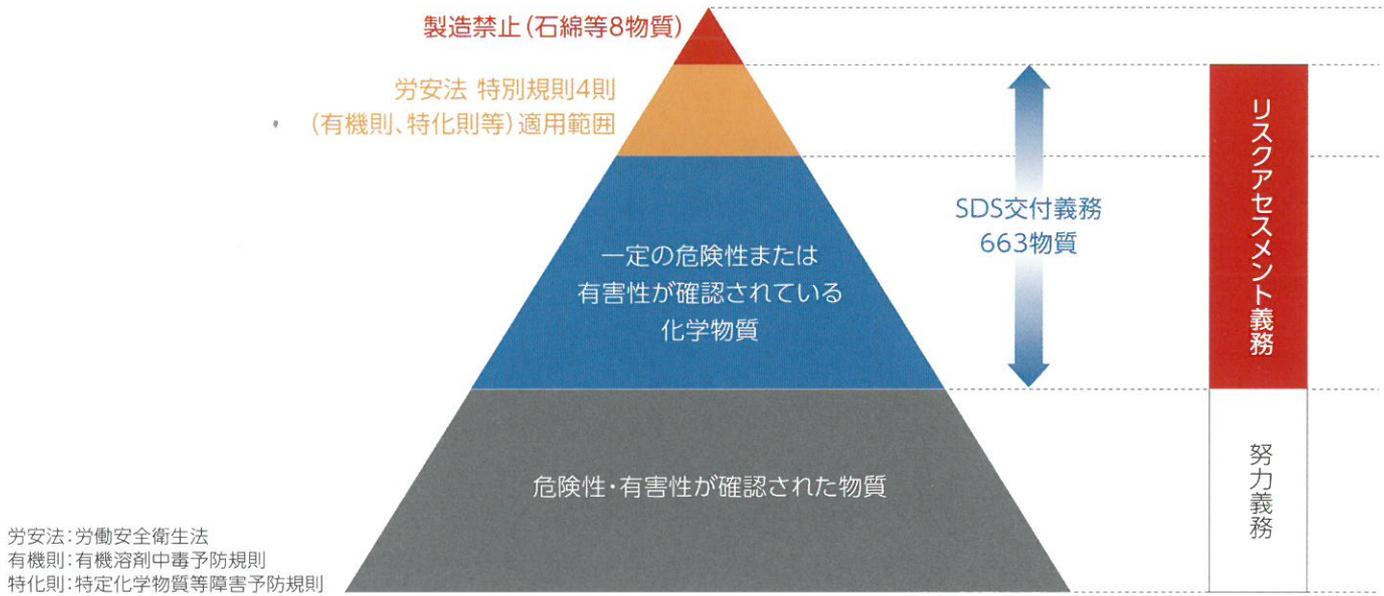


# 1 義務化の背景

平成24年3月に大阪府内の印刷業者にて胆管がんを発症したという複数の労災請求事案が発生しました。原因物質は、労安法・特別規則に当時指定されていなかった「1,2-ジクロロプロパン」でした。そこで、**有機則や特化則等の適用範囲外の物質**においても、労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあるため、化学物質リスクアセスメントの実施が義務化されることになりました。



## 2 化学物質リスクアセスメント義務化の内容

### リスクアセスメントとは？

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

### 対象となる事業者は？

対象の化学物質を製造または取り扱う全ての事業者（業種、規模を問いません）

### 実施義務の対象物質は？

安全データシート（SDS）の交付義務の対象である663物質。  
事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。

### 実施時期は？

施行日（平成28年6月1日）以降、該当する場合に実施します。

#### <法律上の実施義務>

1. 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
  2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
  3. 前のふたつに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき\*
- \*新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

#### <指針による努力義務>

1. 労働災害発生時 ※過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき
  2. 過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
  3. 過去にRAを実施したことがないとき\*
- \* 施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合